

平成25年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 提出予定議案の概要……………	1
II 主な条例案等……………	1
III その他の提出予定議案……………	16

I 提出予定議案の概要

区 分	平成25年度関係	平成24年度関係	計
条 例 の 制 定	2 件	— 件	2 件
条 例 の 廃 止	1 件	1 件	2 件
条 例 の 改 正	17 件	8 件	25 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	4 件	9 件	13 件
計	25 件	19 件	44 件

II 主な条例案等

<平成25年度関係>

【条例の制定】

○ 知事等の給与の特例に関する条例（P 3参照）

本県の厳しい財政状況の中、県職員が一丸となって、より一層の危機意識を強く持って県政運営に取り組んでいくために、知事等の給与の減額を行うことから、所要の定めを行う。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

○ 南方諸地域戦没者追悼沖縄神奈川の塔整備基金条例（P 4参照）

南方諸地域で戦没された本県関係者を追悼し、平和を願うために沖縄県糸満市に建設された「神奈川の塔」の建立50年を記念した平成26年度の整備に向け、整備に要する資金を広く県民から寄附を募り、その寄附金の管理等を行うため、基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めを行う。

[保健福祉局地域保健福祉部生活援護課 TEL 045-210-4900]

【条例の改正】

○ 産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例（P 5参照）

平成25年4月から神奈川県産業集積促進方策2010（インベスト神奈川2ndステップ）を拡充し、支援対象事業に「いのち関連分野」を追加することなどに伴い、同方策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。

[政策局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

○ 職員定数の改正を行うもの3条例（P 6参照）

事務事業の見直し、県立学校及び小中学校の児童・生徒数等に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（P 7参照）

県財政の危機的な状況等を踏まえ、県議会議員の議員報酬及び期末手当について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

[議会局総務部総務課 TEL 045-210-7520]

○ 職員給与等の改正を行うもの3条例（P8参照）

本県の厳しい財政状況等を勘案し、職員の給料等について減額措置を講じるとともに、人事委員会の勧告等を勘案し、所要の改正を行う。

- ① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ② 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- ③ 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

○ 神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（P9参照）

神奈川県環境影響評価審査会の答申等を踏まえ、事業者による環境影響予測評価実施計画書に関する説明会の開催を義務付けるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境保全部環境計画課 TEL 045-210-4050]

○ 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（P10参照）

「神奈川県における看護教育のあり方検討会」の最終報告等を踏まえ、更なる看護師等の確保及びその県内定着を図るため、修学資金の種類等について所要の改正を行う。

[保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課 TEL 045-210-4742]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（P11参照）

湘南港港湾管理事務所の再整備に伴い、施設の利用料の額等を定めるため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

【その他】

○ 相模原市と町田市の境界変更関係2議案（P12参照）

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川が改修された結果、神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界を変更する必要が生じたため、境界変更について提案する。また、当該変更に伴い、変更区域内にある県有財産の取扱いを定める必要が生じたため、財産処分に関する協議について併せて提案するもの。

- ① 神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について
- ② 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

[総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

○ かながわ男女共同参画推進プランの変更について（P13参照）

かながわ男女共同参画推進プランを変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するもの。

[県民局県民活動部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]

<平成24年度関係>

【条例の改正】

○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（P14参照）

退職手当の支給水準の引下げについて、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について（P15参照）

神奈川県立病院機構の県立病院における出産に係る経費が中期計画で規定する料金を上回っている実態等を踏まえ、分べんの介助に係る金額の変更等をする必要があることから、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可をするため提案するもの。

[保健福祉局総務部病院事業課 TEL 045-210-5040]

知事等の給与の特例に関する条例案の概要

1 目的

本県の極めて厳しい財政状況の中、県職員が一丸となって、より一層の危機意識を強く持って県政運営に取り組んでいくために、知事等の給与の減額を行うことから、その特例措置について、所要の定めを行う。

2 内容

(1) 特別職の給与の減額

対 象 者	減 額 率 (給料及び地域手当)
知 事	25%
副 知 事	20%
公営企業管理者、教育長	15%
常勤の監査委員、特別職の秘書	10%

(2) 実施期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課長 大竹 電話 045-210-2150

総務局組織人材部人材課企画グループ 和田 電話 045-210-2160

南方諸地域戦没者追悼沖縄神奈川の塔整備基金条例案の概要

1 目的

「神奈川の塔」は、南方諸地域で戦没された本県関係者 4 万余名を追悼し、平和を願うため、終戦20周年にあたる昭和40年11月26日に、沖縄県糸満市に建設された。

平成26年度に予定している建立50年を記念した整備に向け、南方諸地域戦没者を悼み、平和を祈念する事業への県民理解を深め、戦争体験や平和の尊さを次世代へ継承する取組を推進するため、条例に基づく基金を設置し、広く県民から寄附金を募り、神奈川の塔の整備に必要な資金を積み立てる。

2 内容

- (1) 名称を「南方諸地域戦没者追悼沖縄神奈川の塔整備基金」とする。
- (2) 神奈川の塔の整備に必要な資金を積み立てるため、基金を設置する。
- (3) 基金に積み立てる額は、基金の趣旨に添う寄附金及び基金の運用から生じる収益金の合計額で予算において定める額とする。
- (4) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用する。
- (5) 基金は、神奈川の塔の整備に要する経費に充てる場合に限り、これを処分できる。

3 施行期日

平成25年 4 月 1 日

問い合わせ先

保健福祉局地域保健福祉部生活援護課長 小川 電話 045-210-4900

保健福祉局地域保健福祉部生活援護課援護グループ 長谷川 電話 045-210-4903

産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例 に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

平成25年4月から神奈川県産業集積促進方策2010（インベスト神奈川2ndステップ）を拡充し、支援対象事業に「いのち関連分野」を追加することなどに伴い、同方策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。

2 内容

区 分	改 正	現 行
対 象 事 業	産業集積支援事業 次に掲げる分野に属する事業のうち、 製造業又は一定の情報通信業に属する 事業で、知事が認めるもの [基幹産業分野] IT産業、自動車産業等 [新規成長分野] 新エネルギー産業、ロボット産業等 [いのち関連分野] 県民の健康で自立した生活の実現に 関連する産業 （医薬品・医療機器・食品等）	重点支援事業 次に掲げる分野に属する事業のうち、 製造業又は一定の情報通信業に属する 事業（高度先端産業に属する事業に限 る）で、知事が認めるもの [基幹産業分野] IT産業、自動車産業等 [新規成長分野] 新エネルギー産業、ロボット産業等
対 象 不 動 産	対象事業を行う者が取得した次の不動産 ① 本社又は対象事業に関する研究所若しくは工場の用に供する家屋 ② ①の敷地である土地	
軽 減 割 合	税率の2分の1を軽減（家屋4%→2%、土地3%→1.5%）	

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

政策局財政部税制企画課長

長谷川 幹男 電話 045-210-2300

政策局財政部税制企画課税制グループ

長谷川 美視 電話 045-210-2306

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

事務事業の見直し、県立学校及び小中学校の児童・生徒数等に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (平成25年度)A	現 行 (平成24年度)B	差 引 増 減 A-B	
神奈川県職員定数条例	知 事	7,516 人	7,629 人	▲ 113 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,008	1,009	▲ 1	
	議 会	76	78	▲ 2	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	6	▲ 1	
	監 査 委 員	41	42	▲ 1	
	人 事 委 員 会	33	34	▲ 1	
	教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)		803	806	▲ 3
	教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,959	11,900	59
		そ の 他 の 職 員	1,161	1,169	▲ 8
		小 計	13,120	13,069	51
	労 働 委 員 会	21	22	▲ 1	
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	4	▲ 1		
合 計		22,626	22,699	▲ 73	
市町村立学校職員定数条例	小 学 校	24,574	24,644	▲ 70	
	中 学 校	13,550	13,545	5	
	特 別 支 援 学 校	1,440	1,431	9	
	高等学校(定時制の課程を置くもの)	19	19	0	
	合 計		39,583	39,639	▲ 56
神奈川県地方警察職員定数条例	警 察 官	警 視	388	388	0
		警 部	916	915	1
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,329	9,320	9
		巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	4,890	4,884	6
		小 計	15,523	15,507	16
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,687	1,688	▲ 1	
合 計		17,210	17,195	15	
総 計		79,419	79,533	▲ 114	

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課

大竹 電話 045-210-2150

総務局組織人材部人材課企画グループ

船山 電話 045-210-2160

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当 に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

県財政の危機的な状況等を踏まえるとともに、不況下でご苦労している県民の皆様と痛みを分かち合うため、全議員自らも身を削ることとし、県議会議員の議員報酬及び期末手当について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 削減率 報酬 7% (ただし、期末手当の算出基礎額となる議員報酬は、削減前の従前の額とする。)
- 期末手当 5%

(2) 実施期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

(全般について)

総務局組織人材部人材課長 大竹 電話 045-210-2150

総務局組織人材部人材課企画グループ 和田 電話 045-210-2160

(減額措置の内容について)

議会局総務部総務課長 高橋 電話 045-210-7520

議会局総務部総務課総務グループ 長谷川 電話 045-210-7524

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

本県の厳しい財政状況等を勘案し、職員の給料等について減額措置を講じるとともに、人事委員会の勧告等を勘案し、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 給与の減額

ア 対象職員

知事部局、教育委員会、警察本部等の職員

(試験研究機関の研究業務等に従事する任期を定めて採用した職員を含む。)

イ 職員の給与の減額

区 分	減 額 率
行政職給料表(1) 6級相当職以下の職員	給料及び地域手当の4%
行政職給料表(1) 7級相当職以上の職員	給料及び地域手当の6%
管理職手当受給者	(給料及び地域手当の減額に加え) 管理職手当の10%

ウ 改正する条例案

- (ア) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (イ) 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- (ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

エ 実施期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

(2) その他

平成25年4月から自宅居住者に係る住居手当を廃止するため必要な措置を講じるなど、所要の改正を行う。

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部労務給与課長

笹島 電話 045-210-2155

総務局組織人材部労務給与課労務給与グループ

片岡 電話 045-210-2180

神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

神奈川県環境影響評価審査会の答申等を踏まえ、事業者による環境影響予測評価実施計画書に関する説明会の開催を義務付けるなど、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 実施計画書の記載事項の追加

事業者が作成する実施計画書の記載事項に「計画立案段階での事業の位置や規模等に関する検討の経緯」の記載を追加する。

(2) 実施計画書、条例方法書の周知（実施計画説明会の開催等）

実施計画書及び条例方法書に関する説明会の開催並びに同説明会開催結果の報告書の提出を、事業者に義務付ける。

(3) 配慮書に関する意見聴取

配慮書に対する意見の形成にあたり、知事に審査会に意見を聴くことを義務付ける。

(4) 同等条例の認定

市町村条例が県条例の趣旨に則したものであり、かつ同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めて公示をした場合は、当該市町村の区域の事業については、全て県条例を適用しないこととする。

3 施行期日

平成25年4月1日（一部は平成25年11月1日）

問い合わせ先

環境農政局環境保全部環境計画課長

伊藤 電話 045-210-4050

環境農政局環境保全部環境計画課環境影響審査グループ

佐々木 電話 045-210-4070

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

「神奈川県における看護教育のあり方」の最終報告において、経済的に厳しい学生に対して、県の修学資金の重点配分を検討すべきとの提言がなされたこと等を踏まえ、更なる看護師等の確保及びその県内定着を図るため、修学資金の種類等について所要の改正を行う。

2 内容

(1) 貸付金額を増額した特例貸付修学資金制度の新設

家計の状況が特に困窮している学生の修学を支援するための貸付制度を新設する。

(2) 特別修学資金制度の廃止

一般修学資金と比べ、貸付金額は大きいが返還免除要件の対象施設が限定されており、希望者が減少しているため、制度を廃止し、新規貸付を停止する。

(3) 一般修学資金の貸付金額の見直し

公立養成施設と民間立養成施設における授業料の差を反映させ、公立分の貸付額の引下げを行う。

(4) 返還免除要件の見直し

看護師等の県内への定着をより促進するために、返還免除要件である就業期間の延長を行う。

			改 正		現 行	
			一般修学資金	特例貸付修学資金	一般修学資金	特別修学資金
貸付金額(月額 入学一時金除く)	保健師、助産師、看護師養成課程	公立	17,000円	月額 40,000円	20,000円	32,000円
		民間立	20,000円			36,000円
	准看護師養成課程	公立	12,000円	入学一時金 100,000円	15,000円	17,000円
		民間立	15,000円			21,000円
	大学院修士課程	—	—	—	83,000円	
返還免除要件	就業期間		原則5年 例外3年		借受期間と同等の期間	原則5年 例外3年
	対象施設(神奈川県内)		5年…病院等の指定施設*1(特定施設を除く) 3年…200床未満の病院・精神科病院等の特定施設*2、助産師の業務		病院等の指定施設*1(200床未満の病院、精神科病院等の特定施設*2を含む)、助産師の業務	5年…200床未満の病院、精神科病院等の特定施設*2 3年…助産師の業務

※1※2 指定施設及び特定施設については、神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則で別途定めている。

※1 指定施設…病院、保健所、精神科病院、診療所等

※2 特定施設…指定施設のうち、看護職員の確保が特に困難であると認められる施設

例) 200床未満の病院、精神科病院、診療所、老人保健施設、特別養護老人ホーム等

3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課長

水町 電話 045-210-4742

保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課看護指導グループ

本田 電話 045-210-4759

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

湘南港港湾管理事務所の再整備に伴い、施設の利用料の額等を定めるため、所要の改正を行う。

2 内容

次のとおり利用料を定める。

(1) 会議室利用料

会議室名		面積 (㎡)	昼間料金 (1時間当たり)	夜間料金 (1時間当たり)	
1階	ミーティングルームA	全室	132.35	1,120円	1,240円
		A 1	82.81	700円	780円
		A 2	49.54	420円	460円
	ミーティングルームB	46.87	420円	460円	
	ミーティングルームC	48.81			
	ミーティングルームD	17.13	160円	180円	
	ミーティングルームE	16.16			
ミーティングルームF	18.99				
2階	大会運営室	全面使用	385.01	3,200円	3,530円
		2分の1使用	192.51	1,600円	1,770円
		3分の1使用	128.34	1,070円	1,180円
		4分の1使用	96.25	800円	890円
	メモリアルルーム	37.24	310円	340円	

(2) 建物の専用利用料

$$\begin{aligned} & \text{専用利用の部分に係る建物の価額} \times \frac{6}{100} \times \text{専用利用の承認をした年数} + \\ & \text{当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地の価額} \times \frac{3}{100} \\ & \times \text{専用利用の承認をした年数} \times \frac{\text{専用利用の部分に係る建物の面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \end{aligned}$$

3 施行期日

平成26年4月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

ただし、建物の専用利用料に係る改正規定等は平成26年1月1日

【参考】新港湾管理事務所の概要

構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て

建築面積：2188.98㎡ 延床面積：3536.27㎡

主な施設：1階 管理事務室、会議室（ミーティングルーム）、更衣室、売店、喫茶・軽食施設 等

2階 会議室（大会運営室）等

屋上 津波避難施設

供用開始：平成26年4月1日（予定）

問い合わせ先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課長

おない 電話 045-210-6500

県土整備局河川下水道部砂防海岸課審査グループ

永井 電話 045-210-6505

神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更の概要

1 趣 旨

相模原市及び町田市の境界であった境川の過去の大規模な改修に伴い、現在の境川の両岸に両市の行政区域が混在する状況が生じたため、両市では、住民等関係権利者の同意を得ながら、その境界を改修後の境川の中心線に変更することを基本方針として、全18.8kmを対象とする9区間について、下流部から順次、計画的に取組みを進めている。

このたび、第5期区間を中心とする境界変更を総務大臣に申請するにあたり、地方自治法第7条第6項に基づき相模原市・町田市両市議会において議決されたため、同項の規定により県議会の議決を得ようとするもの。

(参考) 第1期区間は平成11年12月1日、第2期区間は平成16年12月1日、第3期区間は平成19年12月1日、第4期区間は平成22年12月1日に境界変更済。

2 内 容

(1) 境界変更の実施区間

- ア 第5期対象区間約2.0kmのうち住民等関係権利者の同意を得られた区間約1.5km
- イ 第4期までの対象区間で、住民等関係権利者の同意が得られず、境界未変更となっていた区間のうち、新たに同意が得られた区間約0.03km

(2) 変更に係る面積

- ア 町田市から相模原市へ編入 4,138.19㎡
- イ 相模原市から町田市へ編入 17,851.07㎡

(3) 変更による人口の移動

相模原市から町田市へ 4世帯7人

3 変更年月日

平成25年12月1日

4 境界変更に伴う財産処分に関する協議

(1) 趣 旨

今回の境界変更に伴い、変更区域内にある神奈川県が所有する財産の取扱いを協議して定めるにあたり、地方自治法第6条第4項の規定により県議会の議決を得ようとするもの。

(2) 内 容

ア 協議対象

変更区域内に所在する神奈川県所有地 2筆14.07㎡

イ 対象地の取扱い

境界変更にかかわらず、従前どおり神奈川県が所有するものとする。

問い合わせ先

総務局総務部市町村行政課長	花田	電話 045-210-3160
総務局総務部市町村行政課行政グループ	重田	電話 045-210-3175

かながわ男女共同参画推進プランの変更

1 変更の理由

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を進めてきたことにより、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、30歳代女性の離職率が高く再就職が困難な状況が続いているなど、男女共同参画は十分進んだとはいえない状況にある。

こうした課題や社会環境の変化に対応するため、国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえて、かながわ男女共同参画推進プランの変更を行う。

2 概要

(1) 計画期間

2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度（5年間）

(2) 基本目標

「女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会へ」

(3) 基本理念

県は、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、次の基本理念に基づき、施策を遂行する。

ア 性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること（人権の尊重）

イ 社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること（あらゆる分野への参画）

ウ 誰もが、仕事と生活との両立ができるようにすること（ワーク・ライフ・バランスの実現）

エ 性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に
応じた自由な選択ができるようにすること（固定的性別役割分担意識の解消）

(4) 重点目標と施策の基本方向

ア 重点目標 1 「女性の活躍と参画の促進」

施策の基本方向 1 様々な分野での活躍の支援

施策の基本方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進

イ 重点目標 2 「女性の就業支援と就業における男女共同参画の促進」

施策の基本方向 1 女性の就業支援

施策の基本方向 2 男女平等な就業環境の整備への支援

施策の基本方向 3 適正な待遇の促進

ウ 重点目標 3 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」

施策の基本方向 1 働き方・働き方の改善の支援

施策の基本方向 2 仕事と子育て・介護が両立できる生活環境整備の促進

施策の基本方向 3 男性にとっての男女共同参画の促進

エ 重点目標 4 「異性に対する暴力の根絶と人権の尊重」

施策の基本方向 1 配偶者等からの暴力被害者への支援

施策の基本方向 2 異性に対する暴力の防止の啓発

施策の基本方向 3 生涯を通じた健康支援

問い合わせ先

県民局県民活動部人権男女共同参画課長

出口 電話 045-210-3630

県民局県民活動部人権男女共同参画課男女共同参画グループ

菅居 電話 045-210-3640

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

退職手当の支給水準の引下げについて、所要の改正を行う。

2 内容

- 退職手当の支給水準（調整率）を引き下げる。

期 間	調 整 率
現行	104/100
平成25年 3 月 1 日～平成25年 3 月31日	100/100
平成25年 4 月 1 日～平成25年 9 月30日	98/100
平成25年10月 1 日～平成26年 6 月30日	92/100
平成26年 7 月 1 日～	87/100

- 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

3 施行期日

平成25年 3 月 1 日

問い合わせ先

総務局組織人材部労務給与課長

笹島 電話 045-210-2155

総務局組織人材部労務給与課労務給与グループ

片岡 電話 045-210-2180

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

1 目的

神奈川県立病院機構の県立病院における出産に係る経費が中期計画で規定する料金を上回っている実態等を踏まえ、分べんの介助に係る金額の変更等をする必要があることから、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可をするため提案するもの。

2 内容

(1) 分べんの介助に係る金額の変更

分べんの介助に係る金額を次のとおり変更する。

種 別	変更後	現 行
開院時間※に出産した場合	18万円	12万円
多胎分べんの場合の1人当たりの加算額	9万円	6万円
その他の場合	21万6,000円	14万4,000円
多胎分べんの場合の1人当たりの加算額	10万8,000円	7万2,000円

※ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日の午前8時30分から午後5時まで（土曜日にあつては午前8時30分から午後零時30分まで）

(2) その他

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、中期計画で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更する。

3 変更期日

2 (1)については、平成26年1月1日

2 (2)については、平成25年4月1日

問い合わせ先

保健福祉局総務部病院事業課長

南雲 電話 045-210-5040

保健福祉局総務部病院事業課病院機構グループ

荒井 電話 045-210-5047

Ⅲ その他の提出予定議案

<平成25年度関係>

【条例の廃止】

○ 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例

知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例による知事等の期末手当及び職員の管理職手当の減額期間は平成25年3月までとなっており、また平成25年度及び26年度の知事等特別職の給与については、「知事等の給与の特例に関する条例」を制定し、改めて特例措置を講ずることとしたため、条例を廃止する。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

【条例の改正】

○ 特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する条例

本庁機関の見直しに伴い、次の5条例について規定の整備を行う。

- ① 特別会計の設置に関する条例
- ② 収入証紙に関する条例
- ③ 神奈川県手数料条例
- ④ 附属機関の設置に関する条例
- ⑤ 神奈川県行政機関設置条例

①から③[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2250]

④⑤[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行う。

[総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞提供に係る必要な期間を特別休暇とするため、国家公務員の例に準じ、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

○ 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

逗子市風致地区条例の施行に併せて、市町村条例に基づき市町村長が指定する第1種風致地区を屋外広告物の禁止地域とするため、所要の改正を行う。

[県土整備局環境共生都市部都市整備課 TEL 045-210-6200]

○ 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛川太陽光発電所を設置することに伴い、同発電所を電気事業会計に組み入れるなど、所要の改正を行う。

[企業局総務部総務課 TEL 045-210-7010]

○ 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉警察署の庁舎新築移転等に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部警務部警務課企画室 TEL 045-211-1212 内線2691]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるもの。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ 包括外部監査契約の締結

包括外部監査契約の締結（地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約）について、提案するもの。

[総務局総務部行政事務監察課 TEL 045-210-2123]

<平成24年度関係>

【条例の廃止】

○ 知事等の給与等の特例に関する条例を廃止する条例

知事等の給与等の特例に関する条例による知事等の給与等の減額期間は平成23年3月までとなっており、また平成25年度及び26年度の知事等特別職の給与については、「知事等の給与の特例に関する条例」を制定し、改めて特例措置を講ずることとしたため、条例を廃止する。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（7法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121 内線2860]

○ 神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金の設置の目的の追加等をするため、所要の改正を行う。

[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]

○ 基金の継続実施に伴い改正するもの3条例

国の制度見直しに伴い、条例の有効期限の延長等を行う。

	条 例 名	改正前	改正後
①	神奈川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成24年度分の事業費の精算が完了する日	平成26年12月31日
②	神奈川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成25年12月31日	平成26年12月31日
③	神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成26年3月31日	平成27年3月31日

①[保健福祉局福祉・次世代育成部高齢福祉課 TEL 045-210-4830]

②[保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850]

③[商工労働局労働部雇用対策課 TEL 045-210-5860]

○ 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設が道路占用許可の対象とされたため、新たに太陽光発電設備等の占用料の額を定めるなど、所要の改正を行う。

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、風俗営業遊技機認定申請手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[警察本部生活安全部生活安全総務課 TEL 045-211-1212 内線3020]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させるもの。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ 不動産の処分について（神奈川県立湯河原高校跡地）

土地 足柄下郡湯河原町吉浜字鶴巻田1576番31外 27,911.21㎡
売却予定金額 10億4,044万3,542円

[総務局施設財産部財産管理課 TEL 045-210-2501]

○ 公平委員会事務の委託の廃止について

神奈川県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化により、足柄消防組合が平成25年3月30日をもって解散することから、足柄消防組合と神奈川県との間の公平委員会事務の委託の廃止について協議するため提案するもの。

[総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

○ 債権の放棄について

座礁船の保管解体費用等の7債権を放棄するもの。

- ① 座礁船の保管解体費用（1債権 8,153,250円）
- ② 神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金（2債権 3,576,889円）
- ③ 配水管等き損に伴う賠償金（4債権 404,957円）

①[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

②[商工労働局総務部金融課 TEL 045-210-5670]

③[企業局総務部財務課 TEL 045-210-7030]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起するため提案するもの。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ 和解について

神奈川県高等学校総合体育大会における生徒死亡事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解するもの。

[教育局支援教育部学校支援課 TEL 045-210-8210]

○ 専決処分について承認を求めること（平成24年度補正予算3件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業、補修系事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定するもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2250]

(注) 問い合わせ先は平成24年度中の連絡先で、本庁機関の見直しに伴い、平成25年4月以降は変更が予定されています。